

備後宮について

資料

出典

「伝医山田寺棟札」山県郡西野町
天文元年棟札「源朝臣宮上総介盛親息宮大助助興盛
天正十二年再造棟札「大僧那源朝臣大和守智勝 藩福那
官彈正忠路綱」

「宮景盛弄像贊(永禄十年銘)」

「前略」藤原姓 宮家代々胤茲姓令之肆景盛公鑄
々所伝流決然矣、然所近代公之祖父高盛公之僕
更於藤了為源姓(後略)」

④藤原姓小野宮寅頬後亂説

「雪野州太守清豐昌澄居士(政盛)画像贊(永
天正屋根尊數世後大繪冠鑑足公賜藤原姓(略)」

「中古、小野宮接四海之政教贊聖化、居士以為其
苗裔、古今称呼宮一字人之推賞也(略)」

「明徳三年相國寺供養記」

「宮修理尼藤原蒲盛 宮六郎藤原少輔
淨土寺文書(永九〇) 宮盛重生通」

①呂氏沿革末裔説
(大田亮氏姓氏家系大詳典)

②吉備公(吉備真備)子孫説

『西備名区』卷四十四

「(宮氏)備州旧記に、吉備公の子孫なり。」

③清和源氏説

『備中府志』卷之二 西山城

「前略(天文年中・久代彈正。先祖は備後国人
代の城主にて宮氏也。宮子ハ幡木郎義家御弟
義相男宮次郎義俊後嗣也。)」

「尊卑分脈」

源賴宗

義綱

義経

進上
御奉行所
(文部)

藤原盛重(襄代坤)

和三
五日十八日

(第11回歴史設話会資料)

部出羽守と新津に、戦う。

觀応元年七月、宮兼信、高師泰に従い、石見の三隅氏を攻める。

- ① 桜山四郎入道
- ② 宮下野守兼信入道々山の活躍
- ③ 宮平太郎盛重下野權守

11年表(1)

元弘元年六月、宮代の一族桜山四郎入道、後醍醐天皇として備後一宮に挙兵。

同二年三月、桜山四郎入道、敗れて自殺する。

元弘三年四月、宮代、江田和智、三吉氏等共に伯耆船上に馳参する。

建武二年十月、宮代、尊氏の激に応ず。

康永元年春、宮下野守兼信、南朝方の間

竜山で足利直義方の上杉朝定と戦う。
(以上太平記)

同一年十月、宮盛重、上杉・島山氏と共に、尊氏方の備後守護岩松頼省を勝尾城に攻める(開闢録ハ)

同年十一月、足利直義方の宮盛重、上杉五郎と共に味方を救援するため備中に出陣する。

文和四年五月十九日、足利尊氏義詮、京都の宮入道(兼信)の宿舎を訪れる。

(賈僕傳正日記)

貞治元年 足利直冬、宮入道父子のいたる處

寿山城を攻撃する。

貞治三年九月、足利直冬、宮氏に敗れ石見

に逃走する。(太平記)

④奉公衆は段錢京済、守護便不入の特權を
將軍から与へられていた。

「文永年中御番帳」
拔すい

「一一番 宮孫左衛尉 在國衆宮左衛大夫。
四番 宮三河入道、宮彦次郎 在國衆宮
上野介 五番 宮三郎 宮五郎左衛尉 在
國衆宮下野守」

室町期の宮代

一之の特徴

① 将軍奉公衆となつた者が多い。

足利將軍
守護大名

国人領主

奉公衆
守護被官

(3)

「康正三年造内裏段錢并国役引付」

十貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

二十貫文

宮上野守殿

備後國所々七ヶ所段錢。

三十貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

五十貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

六十貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

七十貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

八十貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

九十貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

一百貫文

宮下野守殿

備後國之内段錢。

『陰涼軒日録』(長享三年六月台)

〔政益〕
「宮修理亮受領為下整守以金覆輪御札白大
館殿(政重)番子也故被白次大館詔云奉公
者莫過中條其次者宮、陶山、小早川等是
也云々」

〔東海瑞花集〕宮上川勝源因公禪定門三十三回
「細川武州公(頼之)在中州四州同屢同危事 露
知智勇無双。薦之鹿苑相公(路)」
〔桔番語〕
〔足利義滿〕

○系図①「上州家」(田口謙策)

宮兼信 次郎左衛尉上野介 藤源因公禪定市
氏信 志永六年十一月廿日卒

次郎左衛尉上野介入道信雄

〔満信〕 次郎左衛尉 又次郎 教信

〔氏兼〕 次郎右衛尉備中守

〔政信〕 若狭守又宗兼 上野介
〔弘兼〕 宮下野入道殿

〔女〕 熊谷元直妻

〔弓箭後嗣宮〕 (兼信)

〔東寺百合文書〕 二七、三二
「東寺雜掌願憲申、備中國新見庄領家職事、
訴狀如件、多治部備中守師景鑑妨云々早退(彼輩
任先例全雜掌所務) 路) 請取不可有緩急之狀
依仰教達如件」

貞治三年九月十四日 左近將監(仁押)

宮次郎右衛尉氏兼申、備後國石成庄下村
同門田、山野鄉内江谷上多野并服部郡同
永末事申、宮下野入道相共、止舍兄滿信幼
可致沙汰居氏兼代於下地之由、所被仰下
也仍執達如件

應永十五年十月十三日 沙弥(花押)

山内四郎次郎殿

永末三郎左衛尉殿

備後國中条庄之内時岡村内沢國名下作供加
先給相計之者也仍如件
大永五閏十月十五日 楊信(花押)



福山志料所收文書

今度合戦之處、如所存打勝候向御祈念
之至恐悦存候 仍而東條之内宇計原村達人

候（略） 恐惶敬白

極月廿七日 下野守 盛重

護上 侍者御中

中興寺領事

東条内宇計原村

西条森村内田畠

山野村内大原石田畠

戸守郷内正作分 田三十六段 畠六段

文和四年十月一日

師盛

「山内首藤家文書」一九四号

就此面之儀一段御馳走祝着候仍未渡村事

雖公用之地候 進置便 多細尚右京進可申候
恐々謹言

明應五年卯月十三日

山内次郎四郎 御宿所

「尾多賀文書」

有木藤左衛門尉盛安跡之事 為給恩相計候
至有限御神役并諸公事等者 嚴重可致其
沙汰 仍狀如件

明應五年十二月十九日 政盛（花押）

右木民部承駁

「蔭涼軒日録」延徳元年八月十二日

「來十三日二子之大大義也、二百匹過有一疎々々了
又百三十六騎有、有此内宮若狹守同下野守庶子
宗領之論有之未決蓋此書立典底見書、以下野
守為上依之若狹守云 我宗領之段無余義、勤
宗領役之事、于今無其隱云々、下野守云 我家
元来我宗領也、蓋下野守根本為宗領、中間違
上意以若狹守為宗領件々勤公義其支証等歴

「有之云々、然者兩人之支証矣檢以可相定
上下之義有之、京北聽之曰、不然若有興者
可加大之人數耳於此会相定他家訴論之事
之儀無益也 可被斥彼兩人乎云々」

戦国期の宮氏

○系図③「有地宮氏」

清元 石見守
隆信 刑部少輔
元盛 民部少輔美作守

九右衛門

又右衛門

毛利家ハケ国時代分張帳

一・一五二八石 有地美作(元盛)
右着出雲神山郡

○系図④「久代宮氏」

宮高盛

上総介從五位

興盛 上総介從五位

景盛 上總介妻尼子玄部大輔誠久女
天文九年三月三十日死

天正七年三月三十日死

景盛 上總介妻尼子玄部大輔誠久女
慶長七年七月十九日死

智盛

彈正忠
文禄三年三月三十六日死

広尚左馬尉

景幸 → (萩藩寄組日野家)
日野左近

女 和智元盛妻

「古藩通志」卷百三十 奈良郡土官

「古藩通志」卷百三十 奈良郡土官
守正左馬尉利吉 伝へ云、もと大和国守多郡の
土官なしが、明徳三年、大内義弘と、山名氏直と、
争戦の時、出名に興するを以、応永六年、当國
久代村に配せらる、比田山に城を築き、左兵衛

英、監物私成・小藤太息成、宮内少輔景行
上総前田景友、また、六庄、久代村に居る。
第七世上総介高盛、天文年中、栗村、大富
山城に移り、毛利氏に属して、当郡及び、
備中哲多郡、伯耆日野郡、出雲仁多郡、
を領す。尼子より、五千余の兵にて、攻來れ
ども、克たずといふ。同興盛、同景盛、山
内氏と戦あり、彈正忠智盛、毛利家に属
して、佐伯郡折敷畠にて戦死す。左近尉広
尚まだ、同城に居る、合せて十一世なり。広
尚、出雲・境谷に移る。子孫今長内萩府に
ありくも、其初々代にありしを以て、すべて
久代歟と稱す。

年表②

天文六年十月、龜寿山城宮氏大内氏に降る。
天文六年十一月、本願寺詫如上へ、宮氏一族に首物を
する(天文日記)。天正十一年五月一日、齋次郎左衛尉、大内氏に下り
その居城を攻め落せる(毛利家文書)
天正二年七月二十三日、毛利元就、雪光音の籠
の三川龍山城を攻め落す。

天正十九年、有地崎代、久代向井は出雲へ、西

永正十五年八月、畠上野介、淡川義隆方として、庄
羅郡赤屋に出陣する。(開闢録)

同十六年四月廿四日、阿良野、相田固則口に譲る。
(同)

天文七年八月、宮下野守・尼子経久に従い、三谷郡
和智に於て大内・毛利の軍と戦う(大内義隆記)

(1)

三三 太平記三 立置軍事村陶山小見山夜討事

(元治元年八月後醍醐)
去程ニ主上笠置ニ御坐有テ、近國ノ官軍付隨奉ル由、京都へ聞

ヘケレバ、(中略)九月一日六波羅ノ兩撿断、糟谷三郎宗秋、
隅田次郎左衛門、五百餘騎ニテ宇治ノ平等院へ打出デ、軍勢ノ
着到ヲ着ルニ、催促ヲモ不待、諸國ノ軍勢夜晝引モ不切馳集
テト萬餘騎ニ及ベリ、既ニ明日二日巳刻ニ押寄テ、矢合可有

(中略)

(元治元年九月)

カクテ日數ヲ經ケル處ニ、同月十一日、河内ノ國ヨリ早馬ヲ立
テ、「楠兵衛正成ト云者、御所方ニ成テ旗ヲ擧ル間、近邊ノ者

共、志アルハ同心シ、志ナキハ東西ニ逃隠ル、則國中ノ民屋ヲ
追捕シテ、兵糧ノ爲ニ連取、己ガ館ノ上ナル赤坂山ニ城郭ヲ構
ヘ、其勢五百騎ニテ楯籠リ候、御退治延引セバ、事御難義ニ及

候ナン、急ギ御勢ヲ可被向、トゾ告申ケル、是ヲコソ珍事ナ
リト騒グ處ニ、又同十三日ノ晩景ニ、備後ノ國ヨリ早馬到來シ
テ、「櫻山四郎入道、同一族等御所方ニ參テ旗ヲ揚、當國ノ一宮

ヲ城郭トシテ楯籠ル間、近國ノ逆徒等少々馳加テ、其勢既七百
餘騎、國中ヲ打廻、剩他國へ打越ント企テ候、夜ヲ日ニ繼テ討

手ヲ不被下候ハ、御大事出來ヌト覺候、御油斷不可有」
トゾ告タリケル、前ニハ笠置ノ城強シテ、國々ノ大勢日夜賣レ
ドモ未落、後ニハ又楠・櫻山ノ逆徒大ニ起テ、使者日々ニ急ヲ
告、南蠻西戎ハ已ニ亂ヌ、東夷北狄モ又如何アランズラント、

六波羅ノ北方(伊勢)守、安牛心モ無リケレバ、日々ニ早馬ヲ打セ
テ東國勢ヲソ被乞ケル、相模入道大ニ驚テ、「サラバヤガテ討

ケル、
手ヲ差上セヨ、」トテ、一門他家宗徒ノ人々六十三人迄ゾ被催
ケル、

(2)

三四 太平記三 櫻山自害事

(元治元年冬後醍醐)
去程ニ櫻山四郎入道ハ、備後國半國許打順ヘテ、備中ヘヤ越マ

シ、安藝ヲヤ退治セマシト考シケル處ニ、笠置城モ落サセ給ヒ、
捕モ自害シタリト聞ヘケレバ、一旦ノ付勢ハ皆落失ヌ、今ハ身

ヲ離ヌ一族、年來ノ若黨二十餘人ゾ殘リケル、此比コソアレ、
其苦ハ武家權ヲ執テ、四海九州ノ内尺地モ不殘ケレバ、親ヰ

者モ隠シ得ズ、疎ハマシテ不被憲、人手ニ懸リテ口ヲ曝サン
ヨリハトテ、當國ノ一宮へ參リ、八歳ニ成ケル最愛ノ子ト、二

十七ニ成ケル年來ノ女房トヲ刺殺テ、社壇ニ火ヲカケ、己ガ身
モ腹横切テ、一族若黨二十三人皆灰燼ト成テ失ニケリ、
抑所コソ多カルニ、應社壇ニ火ヲ懸燒死ケル櫻山ガ所存ヲ如

何ニト尋ルニ、此入道當社ニ首ヲ煩テ、年久カリケルガ、社頭
ノ餘リニ破損シタル事ヲ歎テ、造營シ奉ラント云大願ヲ發シ

ケルガ、事大營ナレバ、志ノミ有テ力ナシ、今度ノ謀叛ニ與力
シケルモ、專此大願ヲ遂ンガ爲ナリケリ、サレドモ神非禮ヲ享

給ハザリケルニヤ、所願空シテ打死セントシケルガ、我等此社
ヲ燒拂タラバ、公家武家共ニ止ム事ヲ不得シテ如何様造營ノ

沙汰可有、其身ハ縱ヒ奈落ノ底ニ墮在ストモ、此願ヲダニ成
就シナバ悲ムベキニ非ズト、勇猛ノ心ヲ發テ、社頭ニテハ燒死

ニケル也、倩垂迹和光ノ悲願ヲ思ヘバ、順逆ノ二縁、何レモ濟
度利生ノ方便ナレバ、今生ノ逆罪ヲ翻シテ當來ノ值遇トヤ成
ラント、是モタノミハ不淺ゾ覺ヘケル、

(9)

元和三年四月二十八日

主上隠岐國ヨリ還幸成テ、船上ニ御座有ト聞ヘシカバ、國々ノ兵共ノ馳參ル事引モ不切、先一番ニ出雲ノ守護鹽谷判官高貞、富士名判官ト打連、千餘騎ニテ馳參ル、其後淺山一郎八百餘騎、金持ノ一黨三百餘騎、大山衆徒七百餘騎都テ出雲・伯耆・因幡、三箇國ノ間ニ、弓矢ニ携ル程ノ武士共ノ參ラヌ者ハ無リケリ、是ノミナラズ、石見國ニハ澤・三角ノ一族、安藝國ニ熊谷・小早河、美作國ニハ菅家ノ一族・江見・方賀・澁谷・南三郷、備後國ニ江田・廣澤・宮・三吉、備中ニ新見・成合・那須・三村・小坂・河村、庄・真壁、備前ニ木・大富太郎・幸範、和田備後一郎範長・知間二郎親經・藤井・射越五郎左衛門範貞・小嶋・中吉・美濃種介・和氣彌次郎季經・石生彦三郎、此外四國九州ノ兵マデモ聞傳々々、我前ニト馳參リケル間、其勢舟上山ニ居餘リテ、四方ノ麓ニ三里ハ、木ノ下、草ノ陰マデモ、人ナラズト云所ハ無リケリ、

(南裏) 備後ヘハ、富田判官秀貞ガ子息彈正少弼直貞八百餘騎、出雲ヨリ直ニ國中へ打出タルニ、江田・廣澤・三吉ノ一族馳著ケル間、無程一千餘騎ニ成ニケリ、富田其勢ヲ并テ、宮下野入道方城ヲ攻ントスル處ニ、石見國ヨリ足利左兵衛佐直冬、五百騎許ニテ富田ニ力ヲ合戰ト、備後ノ宮内ヘ被出タリケルガ、禪僧(金信入道道山)ト、(南裏)富田ノ子立チ被御ケルハ、「天下ノ事時刻到來シテ、諸國ノ武士大略御方ニ志ヲ通ズル處ニ、其方ヨリ曾承ル旨ナキ間ニ、遣テ使者ヲ以テ申也、天下二人多トイヘ共、別シテ懸思奉ル志深シ、今若御方ニ参シテ忠ヲ被致候ハム、

關所已下ノ事ニ於テハ毎事所望ニ可レ、」トゾ宣ヒ遣レケル、宮入道道山先城ヘ使者ノ僧ヲ呼人テ點心ヲ調、禮儀ヲ厚シテ對面アレバ、使者ノ僧今ハカウト嬉シク思フ處ニ、彼禪門道殿モ無憑方成セ給ヒタラン時、サリトテハ憑ゾト承ラバ、若憑レ進スル事モヤ候ハンズラン、今時近國ノ者共多ク佐殿ニ參リテ、勢付セ給フ間、當國ニ陣ヲ召レテ參レト承ランニ於テハ、エコソ參リ候マジケレ、惡シ其儀ナラバ討テ進セヨトテ、御勢ヲ向ラレバ、戸ハ縱御陣ノ前ニ囁サル共、魂ハ猶將軍ノ御方ニ止テ、怨ヲ泉下ニ報ゼン事ヲ計ヒ候ベシ、抑加様ノ使ナドニハ御内外様ヲ不云、可然武士ヲコソ立ラル、事ニテ候ニ、僧體ニテ使節ニ立セ給フ條、難ニ心得コソ覺テ候ヘ、文殊ノ、佛ノ御使ニテ維摩ノ室ニ入り、玄奘ノ大般若ヲ渡サントテ流沙ノ難ヲ凌シニハ様替リテ、是ハ無慚無愧道心ノ御擧動ニテ候ヘバ、僧聖リトハ申マジ、御頸ヲ疊テ路頭ニ懸度候ヘ共、今度許ハ以別儀ユルシ申也、向後懸ル使ヲシテ生テ歸ルベシトナ覺シソ、御分誠ニ僧ナラバ斯ル不思議ノ事ヲバヨモシ給ハジ、只此城ノ案内見ソ爲ニ、夜討ノ手引シツベキ人ガ、貌ヲ禪僧ニ作立ラレテゾ、是ヘハラハシタルラン、ヤ、若黨共、此僧連テ城ノ有様能々見セテ後、木戸ヨリ外ヘ追出シ奉レ、」トテ、後ノ障子ヲ荒ラカニ引立テ内ヘ入レバ、使者ノ僧今ヤ失ハル、ト肝心モ身ニソハデ、這々逃テソ歸リケル、「此使歸ラバ佐殿定テ寄セ給ハシズラン、先ズル時ハ人ヲ制スルニ利アリトテ、逆寄ニ寄テ追散セ、」トテ、子息下野次郎氏信ニ五百餘騎ヲ差副、佐殿ノ陣ヲ取テ御坐宮内ヘ押寄せ、懸立々々責ケル

備後國宮城合戦事

(5)

ニ、佐殿ノ大勢共、立足モナク打負テ、散々ニ皆成ニケレバ、富田モ是ニ力ヲ落シテ、己ガ本國ヘゾ歸リニケル、直冬朝臣、宮入道ト合戦ヲスル事其數ヲ不知、然共、直冬一度モ未打勝給ヒタル事ナケレバ、無云甲斐ト思フ者ヤシタリケン、落書ノ哥ヲ札ニ書テ、道ノ岐ニゾ立タリケル、

直冬ハイカナル神ノ罰ニテ力宮二ハサノミ怖テ逃ラン

侍大將ト聞ヘシ森備中守モ、佐殿ヨリ前ニ述タリト披露有ケレバ、高札ノ奥ニ、

橋ノ葉ノユルギノ森ニイル驚ハ深山下風ニ音ヲヤ鳴ラン

毛利右馬頭元就に、武田出奔して後、彼の幕下の者共多く隨逐せしかば、藝州大半味方と成つて、武威日の昇るが如く月の恆なるが如く、日を逐ひ月を重ねて赫奕たれば、彌時之勢ひに乗つて備後國を切從へんと數日の廟算事畢り、先づ宮の下野入道が籠りたりける宮の城を攻めんと、熊谷伊豆守信直、天野紀伊守隆重、香川左衛門尉光景、舍弟淡路守元忠已下二千餘騎、天文三年一月上旬に、吉田の城を立ちて、備後國へ發向し給ふ、宮下野入道はさる有功の士也ければ、敵の多なるをも事共せず、虚實時に出で進退機に應じて戦ひければ、急々に攻め取りがたく見えし所に、入道俄かに風病に由つて死去しね、嫡子若狭守は未だ弱年なりければ、當城上も堪へじと思ふ所に、家の子丹下の一族志を一致にして防禦の行を盡しける故、容易く陥る事能はず、同七月三日元就城の麓へ押し寄せ、近邊の在家ども放火して、薄暮に及んで引き退き給ふ所に、丹下與兵衛五百騎計り打つて出てひたりと後を付け來れり、日は黃昏になりぬ、所は無案内也、若し夜に入りなば、寄手引きかねなんと見る所に、香川左衛門尉光景、同舍弟元忠後殿して退きけるを、敵手速く付けたりければ、元忠取つて返し、丹下と渡合ひ突合ふを見て、光景も返して助け來りけるに、先に引きさりし熊谷も返し來ける間、丹下叶はじとや思ひけん、娘と引いて去りにけり、藝州勢も一二町追返して、其よ

り引退き、駒を静に歩ませければ、丹下も蓋來らず、總軍心

易く打入れけり其後丹下二百三百にて度々打出で足輕追合しけるに、近國に鳴渡りたる大方の剛の者なれば、敵取て近付かず、然る間丹下敵を方便んが爲に動すれば手負ひだる眞似をして、或は倒れ伏し、又は片膝を折りて太刀を抜に突きなどしけるを、誠ぞと心得、敵近付けば、待受け岸破と

起上りて切伏せる事、數箇度に及びぬ、又或時丹下、寄手の打出でたるに下し合せ、足輕追合しけるに、甲裳を後へ裏かく許り射られて、手負ひたるを、味方は無きか、助け來れと呼はりけれども、又例の方便事也と思ひければ、敢て助くる味方無かりけり、藝州勢丹下が誠に手負ひたると看濟したれば、數十人落合ひ、終にそこにて討取りけり、丹下壘山に燧を擧ぐる例を知らずして、討たれること無慚なれ、かゝれば城中以外の弱り、胄を脱いで降旗を建てる間、頓て催さる、此勢に恐怖して、備後の國人等幕下に屬する者多かりけり。

(6) 陰陽太平記上 第十九

備後國志川瀧山落城之事

備後國外郡の志川瀧山の城攻めらるべしとて、同二十年七月毛利右馬頭元就、同嫡子備中守隆元、吉川治部少輔元春、小早川左衛門佐隆景父子四人、三千八百餘騎にて彼の表へ打出で給ひ、同廿三日諸手一時に攻め上る、城主宮の入道光音は聞ゆる大功の者なりければ、從者何れも勇士共にて、多勢を屑ともせず、僅三百八十騎を東西に分ち、南北を助け、敵勢を打つて出で、強ければ引いて入り、強柔を相兼ね奇正時を以て戦ひける故、吉田勢に坂新介経高、吉川左近大夫、平佐右衛門大夫、柏村四郎右衛門、十川孫太郎、綿貫又七郎、樋口壹六、相良又五郎、綿貫助次郎、河村與次郎、樋口三郎兵衛、栗屋左京兵石山新四郎、已上十九人、小早川勢に兼久又六、谷權兵衛等八人、矢庭館班蒙りけり、され共諸勢些心懶せず、手負を蹈え乗超え、叫んで攻め入りける間、城中さすが小勢なれば諸手一度に勞れて、一方破るゝや否や四方共に崩れて落ち行きける故、光音も今はせんな方く、手より窓に落ちて、備中國に暫く蟄居してぞ居たりける。



卷之三

卷之三

現布都達
現布町名

卷之三

卷之三

1

中華民國人鏡正

六國人·地情

(五) 上記田人領主分類の目次(所領規模ごと)

西十日町人頭主	西十日町人頭主	西十日町人頭主
中里城々	中里城々	中里城々
小国人頭主	小国人頭主	小国人頭主

此圖二枚也

備後の人領主

卷之三

